

## 松江市スポーツ推進審議会の概要

**所掌事項** 地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項の調査審議

**委員定数** 13人以内（会長1人及び副会長1人を置く。）

**委員任期** 2年（再任可）

**会議回数** 令和6年度は3回（8月、10月、2月）を予定  
令和7年度以降は年2回（5月頃、11月頃）を予定

## 根拠法令

## ① スポーツ基本法（平成23年法律第78号）・・・参考1

（都道府県及び市町村のスポーツ推進審議会等）

第31条 都道府県及び市町村に、地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関（以下「スポーツ推進審議会等」という。）を置くことができる。

## ② 松江市スポーツ審議会条例（平成17年松江市条例第157号）・・・参考2

（設置）

第1条 スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第31条の規定に基づき、松江市にスポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

（定数等）

第2条 審議会の委員の定数は、13人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 社会体育団体代表者
- (2) 経済団体関係者
- (3) 学識経験のある者

3 委員は、非常勤とする。

（任期）

第3条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任することができる。

（委任）

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## ③ 松江市スポーツ推進審議会規則（平成30年松江市規則第41号）・・・参考3